

薩摩川内市ふるさと納税運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

薩摩川内市ふるさと納税運営業務委託

2 公募の趣旨

薩摩川内市ふるさと納税に係る寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品の新規開発、プロモーション等を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附者へのサービス向上と薩摩川内市（以下「本市」という。）の魅力発信を目的にプロポーザルを実施する。

3 業務内容

薩摩川内市ふるさと納税運営業務委託仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日（想定契約日：令和8年7月1日）から令和9年3月31日までとするが、契約締結の日から令和8年9月30日までは、業務開始に向けた準備期間とし、令和8年10月1日以降に寄附受付を開始すること。

なお、業務提案については、3カ年の（契約締結日から令和11年3月下旬）を前提とした提案とし、その提案により令和8年度の契約相手方を特定する予定である。

ただし、令和9、10年度の契約については、令和8年度の業務成果を踏まえ薩摩川内市が決定するとともに薩摩川内市議会における予算可決を条件とする。

5 見積額の積算について

(1) 令和8年度の委託料の見積額積算の方法

No	業務名	見積条件等
①	準備期間に係る準備業務	・契約日（想定：令和8年7月1日）から令和8年9月30日までは準備期間とする。 （準備とは寄附サイトのページやパーツのデザインなどの掲載業務や返礼品登録事業者、運送会社、その他のふるさと納税の運用にかかる事務手続きを指す。） ・市は経費負担を行わない。
②	ふるさと納税運営業務	・仕様書「4 業務内容」うち（1）～（4）、（8） ・委託料割合は寄附金額の <u>3%（税込）</u> 以下とする。 ・寄附金額（積算基礎）：4.8億円 ・見積書には寄附見込額に委託料割合（税抜）を乗じた額を記載してください。
③	シティプロモーション業務	・仕様書「4 業務内容」うち（9）、（10） ・委託料割合は寄附金額の <u>3%（税込）</u> 以下とする。 ・寄附金額（積算基礎）：4.8億円 ・見積書には寄附見込額に委託料割合（税込）を乗じた額を記載してください。

④	返礼品の配送管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書「4 業務内容」うち(5) ・寄附金額(積算基礎):4.8億円 ・寄附件数(積算基礎)2.2万件で試算してください。 ・返礼品配送等費用は7%(税込)以下とする。 (令和6年度の寄附額に対する送料割合)
⑤	返礼品調達に係る支払業務	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書「4 業務内容」うち(6) ・寄附金額(積算基礎):4.8億円 ・返礼品調達費用は30%(税込)以下とする。 ・本市の令和6年度調達率は約26.4%(税込)
⑥	寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書発行・発送業務	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書「4 業務内容」うち(7) ・委託料には受領証明書等の発送に要する郵便料及び封筒用紙代等を含めます。 ・委託料は1件当たり250円(税抜)を上限とする。 ・受領証明書とワンストップ特例申請書を同封し発送する。 寄附件数(積算基礎) 2.2万件 <ul style="list-style-type: none"> 受領証明書のみ 1.4万件 受領証明書+ワンストップ特例申請書 0.8万件 ・本市へのワンストップ特例申請書の返送用封筒については寄附者負担とする。 ・見積書には1件当たりの単価(税抜)及び発送見込件数に1件当たりの単価(税抜)を乗じた額を記載する。

※ ②、④、⑤、⑥は、総務省へ経費として報告する数値となる。この割合の合計が38%を超えないこと。38%を超えた場合は失格とする。ただし、総務省の経費基準が変更となる場合、協議により変更する場合がある。

※ 各項目の割合についても必ず表記すること。

※ 次の費用は本業務に含まない。ポータルサイト使用料、クレジットカード等決済手数料、寄附管理システム使用料

(2) 令和9・10年度の見積額積算方法

- ア 令和9年度寄附金額(積算基礎) 8億円
- イ 令和9年度寄附金額(積算基礎) 9億円
- ウ その他の積算方法は前項に倣うものとする。

(3) 契約等

- ① 寄附金額及び寄附件数等の増減により委託料は変動するため、実績により精算するものとする。ただし、5(1)②「ふるさと納税運営業務」及び5(1)③「シティプロモーション業務」の割合は変動しない。
- ② その他仕様書に記載がないものは協議により決定する。

6 公募スケジュール(予定)

実施要領公表・公募開始	令和8年4月15日(水)
質問書の提出期限	令和8年4月27日(月)
質問書に対する回答期限	令和8年4月28日(火)
入札参加資格審査申請書の提出期限	令和8年5月8日(金)

公募型プロポーザル発注方式参加申請書の提出期限	令和8年5月15日(金)
提案書等の提出期限	令和8年5月26日(火)
審査(プレゼンテーション等)	令和8年6月10日(水)
最終選考結果の通知及び公表	令和8年6月25日(木)
契約の締結	令和8年7月1日(水)

7 参加資格要件等

公募型プロポーザル発注方式に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の物品等競争入札参加資格((役務)催物請負業務)を有する者(以下「登録業者」という。)又は登録業者以外の者で資格の審査期限までに資格の申請を行い、本市が受理しているもの。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定後、薩摩川内市長が別に定める手続きに基づく薩摩川内市入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (4) 公募の日から契約の日までの間に、薩摩川内市物品等有資格業者の指名停止に関する要(令和3年3月12日訓令第7号。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 指名停止要綱に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (6) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。以下同じ。)
 - ③ 役員等が、暴力団員であると認められる法人等
 - ④ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
 - ⑤ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれ

らを利用して法人等

- ⑨ ①から⑦までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等
- (7) その他関係法令・規則等に違反していないこと。
- (8) 公募型プロポーザル発注方式に応募できるのは、次に掲げる条件を全て満たす企業、団体とする。
- ① 業務の企画及び実施を的確に遂行できる能力を有すること。
 - ② 業務内容については、守秘義務を遵守できること。
 - ③ 下表の要件を満たす者であること。

項目	内容
業務実績 (※1)	過去5年間(令和2年度以降)の地方公共団体におけるふるさと納税運営業務の受注実績があること。
地域要件	地域要件 日本国内に本店を置く企業であること。

※1 別添様式第3号により業務実績を提出する場合には、契約書の写し等の確認できる書類を添付する必要がある。

8 公募型プロポーザル発注方式の参加申請書の提出について

(1) 参加申請

公募型プロポーザル発注方式に参加しようとする者は、公募型プロポーザル発注方式参加申請書及び関係書類を持参又は郵送により提出しなければならない。薩摩川内市長は、公募型プロポーザル発注方式に参加する資格を確認したときは、その旨を公募型プロポーザル発注方式参加資格確認通知書により通知する。参加する資格がないと認めたときは、その理由を付して、公募型プロポーザル発注方式参加資格確認通知書により通知する。

(2) 提出様式

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
① プロポーザル参加申請書	様式第1号	1部	
② 会社概要調書	様式第2号	1部	
③ 業務実績調書	様式第3号	1部	過去5年の受注件数及び寄附金受入実績が確認できること

(3) 提出期限

公募の日から令和8年5月15日(金)午後5時迄
(土・日曜日を除く。市役所本庁舎開庁日) ※(郵送期限内必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(5) 提出場所

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市役所 経済シティセールス部 観光物産課 食と物産グループ
TEL 0996-23-5111 (内線 6231)
※持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

9 入札参加資格審査申請書の提出について

本市の入札参加資格を有していない場合は、資格の確認に必要な資料等を提出する必要があるため、申請に必要な書類を下記のとおり提出すること。

なお、必要となる様式やその手引きなどは、本市のホームページの「令和8・9・10年度の物品等競争入札参加資格審査申請の受付終了について」からダウンロードすること。

【<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1011/1/1/3/2006.html>】

(1) 提出書類（各1部）

- ① 競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックシート
 - ② 業者カード NO.1 事業者情報を記入（本市様式1）
 - ③ 業者カード NO.3 【役務の提供】について登録を希望する品目を記入（本市様式2-2）
 - ④ 競争入札参加資格登録通知（本市様式3）
 - ⑤ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品等）（本市様式4）
 - ⑥ 営業概要書（本市様式5）
 - ⑦ 主な契約実績（本市様式6）
 - ⑧ 営業許認可証等（写し）
 - ⑨ 営業所一覧表（本市様式7）
 - ⑩ 営業所に関する報告書（本市様式8-1）及び薩摩川内市内の支店・営業所の所在地図、建物写真及び公共料金（本市様式8-2） ※本市内に本店以外の営業所がある場合
 - ⑪ 支店、営業所等への委任状（本市様式9）
 - ⑫ 有資格職員名簿（本市様式10）
 - ⑬ 法人にあつては直近の商業登記簿謄本の写し、個人事業者にあつては身分証明書
 - ⑭ 納税証明書
 - ⑮ 非課税申立書（課税されず上記納税証明書が提出できない場合 本市様式11）
 - ⑯ 印鑑証明書
 - ⑰ 財務諸表
 - ⑱ 印刷設備機械器具概要書（本市様式12）
 - ⑲ 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（本市様式13）
- ※⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑱については、該当する場合に提出すること。

(2) 提出期限 公募の日から令和8年5月8日（金）午後5時迄

（土・日曜日を除く。市役所本庁舎開庁日）（郵送期限内必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 提出場所

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市役所 経済シティセールス部 観光物産課 食と物産グループ

TEL 0996-23-5111（内線6231）

※持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

10 応募の無効に関する事項

7の入札参加資格の条件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加の対象とされません。

- (1) 提出された「業務見積書」の金額が「業務委託上限額」を超過しているとき。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。
- (3) 過去3年以内に地方公共団体と訴訟の実態あるとき。
- (4) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適當であると認められるとき。

11 応募条件

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募した企画提案書等は返却しない。
- (3) 契約締結後、委託企業・団体名は公表する。

12 参加申請書及び企画提案書様式の配布並びに受付

(1) 配布方法

本市ホームページ【<https://www.city.satsumasendai.lg.jp>】よりダウンロードしてください。

(2) 受付方法

「13 提案書の作成要領について」に基づき、必要事項を記載し、代表者印を押印した公募型プロポーザル発注方式参加申請書（以下「申請書」という。）及び企画提案書（以下「提案書」という。）を経済シティセールス部観光物産課へ提出してください。（郵送期限内必着）

(3) 受付期間

① 入札参加資格審査申請書

※本市の入札参加資格を有していない場合のみ、参加申請受付を行う必要がある。公募の日から令和8年5月8日（金）午後5時迄（土・日曜日を除く。市役所本庁舎開庁日）

② 公募型プロポーザル発注方式参加申請書

公募の日から令和8年5月15日（金）午後5時迄（土・日曜日を除く。市役所本庁舎開庁日）

③ 提案書

令和8年5月15日（金）から令和8年5月26日（火）午後5時迄（土・日曜日を除く。市役所本庁舎開庁日）

13 提案書の作成要領について

本提案書は、薩摩川内市ふるさと納税運営業務委託仕様書に準拠した提案内容とし、提案書の提案項目は下記のとおりとする。

(1) 提案様式等

提出物	様式	部数	特記事項
① 公募型プロポーザル発注方式企画提案書	様式第4号	1部	
② 業務実施体制調書	様式第5号	10部	業務の役割分担が明確になるような体制表とすること。※企画提案書に記載する場合は、様式4は省略することができる。
③ 業務対応内容確認書	様式第6号	10部	
④ ふるさと納税ポータルサイト取扱調書	様式第7号	10部	
⑤ 企画概要書	様式第8号	10部	・16(1)「選定基準について」審査項目①を勘案し作成すること
⑥ 企画提案書	様式第9号	10部	・16(1)「選定基準について」審査項目②～⑨の項目に沿って作成すること。 ・プレゼンテーション時に使用(任意様式)必ず業務スケジュールを記載すること。 ※正本1部(応募者名あり) ※副本9部(応募者名なし)
⑦ 業務見積書	様式第10号	1部	封筒に入れ封印し提出する。

※正本については応募者名をつけ、副本については、住所・会社名・氏名等の応募者を特定できる評価をしないこと。

(2) 提出期限

令和8年5月15日(金)から令和8年5月26日(火)午後5時迄(土・日曜日を除く。市役所本庁舎開庁日)

(3) 提出方法

郵送(郵便書留に限る。期限内必着)または持参により提出すること。

※持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

(4) 提出先

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市役所 経済シティセールス部 観光物産課 食と物産グループ
TEL 0996-23-5111(内線6231)

※持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

1.4 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書(様式第10号)に質問の要旨を簡潔に記入し、観光物産課食と物産グループに電子メールで送信してください。メールのタイトルは「ふるさと納税運営業務質問書(事業者名)」としてください。電子メール以外での質問は受け付けません。

質問数は1事業者あたり、10件を上限とする。

Mail: syoku-butsum@city.satsumasendai.lg.jp

(2) 質問書の受付期限

令和8年4月27日(月)午後5時迄(土・日曜日を除く。市役所本庁舎開庁日)

(3) 回答方法

質問者に回答するほか、質問の要旨と回答を取りまとめ、令和8年4月28日(火)までに薩摩川内市のホームページ(<https://www.city.satsumasendai.lg.jp>)に掲載する。なお、質問への回答は実施要領等の修正とみなす。

1.5 選定方法等

審査基準に沿って、具体的な業務内容(プレゼンテーションを含む。)及び経費見積書に基づいた審査を実施する。

(1) 審査基準について

下表のとおり、審査項目、審査内容、配点を設定し、100点満点で採点する。

	審査項目	審査内容	配点
①	提案内容全体 (業務の理解度)	・ふるさと納税制度の趣旨及び本市の現状における課題を十分理解し、仕様書の業務を効率的に遂行する方策や体制が示されているか。 ・業務の実施方針・実施体制・年度毎の目標寄附額とスケジュールが明確であり、無理なく円滑に進められるか。	20
②	独自提案	・提案に創意工夫があり、仕様の要求事項を上回る付加価値はあるか。	15
③	経費削減策	・5割基準を遵守するため、実績等から実現の可能性が高く効果的な経費削減対策が提案されているか。また、どれだけの削減効果が見込まれるか示されているか。	15
④	返礼品協力事業者の 開拓及び返礼品 の開発	・新たな返礼品協力事業者の開拓について具体的な方法が提案されているか。 ・返礼品の開発について地域の事業者と連携して魅力ある返礼品の開発を推進する提案がなされているか。	10
⑤	返礼品の発注 及び発送管理	・返礼品協力事業者や本市の業務・経費の負担軽減に配慮し、返礼品の出荷依頼及び配送管理が円滑に行える具体的な提案がなされているか。 ・返礼品の在庫状況・発注状況を適切に管理できる体制、発送時の事故等に対するリスクマネジメント体制が整っているか。	10
⑥	寄附者対応	・寄附者及び返礼品協力事業者からの問い合わせ及び苦情等に対し、適切かつ丁寧に対応することができる体制が整っているか。	10
⑦	ポータルサイト及 び寄附管理システ ムの管理運営	・寄附情報管理システム及びポータルサイトのシステムに精通し、返礼品の追加、編集等の管理運営に優れ、本市の特色を活かした魅力的なデザインや発信等ができる技術を有しているか。	5
⑧	広報・プロモーション	・本市の現状を踏まえ、寄附額の獲得につながる効果的な広報・プロモーション戦略や、寄附の獲得のための分析等の提案がなされているか。	5
⑨	情報セキュリティ対策	・寄附者の個人情報の漏えいを防止するための対策が講じられており、その有効性があるか。	5
⑩	業務見積額	本要領5-(1)-②及び③の3ヵ年合計で最低価格を提示した事業者を5点とし、他の事業者の点数は以下の計算式で算出する。 (最低見積合計額 ÷ 当該事業者の見積合計額) × 5点 小数点以下は切り捨て、整数で点数を付与する。	5

(2) 実施方法について

① 審査基準に沿って、提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ② 選定委員は、審査基準に基づき評価を行い、選定委員会構成員の評価点の合計平均が 60 点（評価点上限の合計点の 60%。以下「審査基準点」という。）以上の者のうち、審査評価の合計（最高 100 点）が最高得点者を受託候補者とする。ただし、最高得点者が複数の場合は、「経費削減策」の平均の点数が高い者を上位とする。それでもなお同点の場合は、業務見積額の平均点数が高い者を上位とする。
- ③ 審査候補者全員が審査基準点未満の場合は「該当なし」とする。

(3) 実施予定等について

- ① 日程：令和 8 年 6 月 1 0 日（水）
- ② 所用時間

プレゼンテーション	ヒアリング
20 分以内	20 分程度

(4) その他留意事項

- ① プレゼンテーションの参加人数は 2 名以内とし、統括責任者は必ず出席してください。
- ② プレゼンテーションは提出された提案書の内容に沿って行うものとし、実務担当者が行ってください。
- ③ プレゼンテーションは「審査基準」に記載されている内容について重点的に説明を行ってください。
- ④ プレゼンテーション時の資料は全て社名等を秘匿したものを使用し、提案事業者は、名札やバッジ等自社の社名を特定できるようなものを身に付けず、自社の社名等を発言しないこととする。
- ⑤ プレゼンテーションに必要な機材等はプロジェクター、スクリーン及び接続ケーブル（RGB または HDMI）を除き、提案者が用意すること。
- ⑥ 提案書の提出期限までに提出された提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。
- ⑦ 指定された時間までに参集していない場合は辞退したものとみなす。

(5) 審査結果の通知について

審査の結果は、令和 8 年 6 月 2 5 日（木）に審査対象者全員に対して、電子メール及び書面で通知する。

(6) 契約の締結

審査の最高得点者を受託候補者とし、当該事業者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の事業者を受託候補者とする。

1 6 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に必要な経費は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 提出期限後の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
 - ② 提出された書類は返却しない。
 - ③ 薩摩川内市は、提出書類をこのプロポーザル以外の目的で使用せず、また、当該参加

者に無断で公表しない。

- ④ 薩摩川内市は、このプロポーザルに必要な範囲で提出書類を複写することがある。
 - ⑤ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - ⑥ 提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (3) このプロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提出書類に重大な不備または虚偽の記載があった場合は、申込を無効とする。
- (5) 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。
- (6) 受託事業者は関係法令、薩摩川内市条例、規則、規定、要綱を遵守するものとする。
- (7) 審査会は非公開とし、審査基準に係る質問や異議は一切認めない。
- (8) 企画提案書は、薩摩川内市情報公開条例（平成 16 年 10 月 12 日条例第 12 号）に基づいて、非公開とする部分を除き、公開することがある。

1 7 問合せ・連絡先

〒895-8650 薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

薩摩川内市役所 経済シティセールス部 観光物産課 食と物産グループ

TEL:0996-23-5111 内線 6231 MAIL:syoku-butsum@city.satsumasendai.lg.jp